

2016年2月号 (No.50)



今の特集

今年予定されている労働社会保険関係の制度改正の中でも特に影響が大きいと思われるものをランキング形式でお伝えしたいと思います。

第1位 マイナンバー制度導入 (施行日 平成28年1月1日)

やはり今年の目玉は何と言ってもマイナンバーですね。今年は雇用保険の届出と労災年金の請求の際にマイナンバーの記載が必要になります。記載が必要となる主な届出書・申請書・請求書は以下の通りです。

雇用保険関係書類

- ①雇用保険被保険者資格取得届・喪失届
- ②高齢年齢雇用継続給付受給資格確認票・支給申請書
- ③育児休業給付受給資格確認票・給付金支給申請書
- ④介護休業給付金支給申請書
- ⑤個人番号登録・変更届出書

労災年金関係書類

- ①障害(補償)給付支給請求書関係
- ②遺族(補償)年金支給請求書関係
- ③傷病の状態等に関する届
- ④年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名年金の払渡金融機関等変更届

また、来年からは社会保険関係書類にもマイナンバーの記載が必要になります。

なお、弊社では、マイナンバーの収集から保管・運用・廃棄までこれひとつでこなせる「マイナンバーキット(税込価格 5,000円)」を販売しております。詳しくはNews Letter No.47号をご覧ください。

第2位 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大 (施行日 平成28年10月1日)

これも会社・従業員ともに非常に大きな影響のある制度改正です。

News Letter No.49号でも詳しく触れていきますので、簡単に制度の改正点をご紹介します。

現行の制度では「労働時間および日数が一般の従業員の概ね4分の3以上(一般的には週の労働時間30時間以上が目安)」である短時間労働者は社会保険の適用対象となっていますが、平成28年10月以降、以下の4つすべてに該当する従業員も適用対象となります。(ただし、現行の適用基準で適用となる被保険者数が501人以上の対象事業所のみとなります。)

1. 一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員
2. 月額賃金が88,000円以上の従業員
3. 1年以上の雇用見込がある従業員
4. 学生でない方

これらすべての条件を満たす従業員についても適用対象となります。

社会保険適用拡大によって考えられることは、

- ①社会保険料の負担増などのコストの増加
- ②社会保険加入手続き等の事務量の増加
- ③従業員の要望等を取り入れたシフトの見直しなどが考えられ、労務管理上の影響はかなりの大きいと言わざるを得ません。

第3位 改正労働基準法の施行予定 (施行日 未定 法案未成立)

改正労働基準法の施行が一部改正事項を除き

以下のものが施行される予定です。

- ①年次有給休暇取得促進策
- ②時間外労働の指導強化
- ③企業単位での労働時間等の設定改善の労使の取組促進
- ④特定高度専門業務・成果型労働制の創設
- ⑤フレックスタイム制・企画業務型裁量労働制の見直し

この中で特に、①年次有給休暇取得促進策ですが、年5日付与義務となり、罰則規定も予定されていることから、現状の取得率を考えると企業への影響は大きいでしょう。

そして、④の特定高度専門業務・成果型労働制ですが、一定の年収要件等を満たす労働者について、時間外・休日・深夜の割増賃金の支払義務を適用除外とする制度で、対象労働者は限定されますが、時間ではなく成果に応じて賃金が支払われる働き方となる革新的な制度と言えるでしょう。

第4位 傷病手当金の支給額の計算方法の変更 (改正日 平成28年4月1日)

皆さんご存知のとおり、傷病手当金は健康保険の被保険者が業務外の理由での病気やケガの為に会社を連続3日以上休んだ場合、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。

この傷病手当金の支給額の計算方法は被保険者の標準報酬月額額の1/30(標準報酬日額)の3分の2となっていますが、改正後は

- ①被保険者期間1年以上の人
被保険者が給付を受ける月以前12ヶ月間の各月の標準報酬月額額の平均額の1/30の3分の2となります。
- ②被保険者期間が1年未満の人
イ被保険者の全加入期間の標準報酬月額額の平均額の1/30の3分の2
ロ加入している健康保険の平均標準報酬月額額の1/30(平均標準報酬日額)
このイ、ロいずれか低い方の金額となります。

第5位 標準報酬月額・標準賞与額の改正 (改正日 平成28年4月1日)

現行の健康保険の標準報酬月額等級は、全47等級まででしたが、これが50等級に変更されます。

47等級より上の等級が3つ追加されることとなります。

つまり、報酬月額の上限は121万円から139万円へ引き上げられることとなります。

また、健康保険の標準賞与額の年度上限額が現行の540万円から573万円へ引き上げられます。

第6位 女性活躍推進法の施行 (施行日 平成28年4月1日)

平成28年4月1日までに

- ①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
- ②行動計画の策定・届出
- ③情報公表
を行う必要が生じます。

(ただし、301人以上の労働者を雇用する事業主に限ります。)

また、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

以上、第6位までランキング形式でお伝えしましたが、これ以外にも今年は法・制度改正が多く事務担当者には大変な一年となりそうです。News Letterでは、その都度詳しくお伝えしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

[発行元] SATO社会保険労務士法人 函館オフィス
〒040-0062

北海道函館市大縄町4番10号

TEL: 0138-42-2929

FAX: 0138-42-2975

